

能登半島地震により被害を受けた糸魚川市民の皆様へ

ひとりでは
大変な作業

お困りごとはありませんか？



能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
被害にあわれた方の支援を行うためボランティアがお手伝いします。
費用はかかりません。

- 対象者 能登半島地震により被災された方
※「ひとり暮らし高齢者」「高齢夫婦のみの世帯」など、自力での活動が困難と思われる世帯を優先させていただくことがあります。
- 活動内容 ・がれき、荷物の運び出し
・塀壁の片付け など
- 依頼方法 電話または直接お越しいただき、お申込みください。
- その他 ボランティアとの調整がつき次第のお手伝いとなります。



※「屋根にブルーシートを張る」「屋根の補修」「家屋の補修」など専門的な技術を要することや危険を伴う作業はボランティアでの対応はできません。

【貸付制度のご案内】

災害を受けたことにより、当座の生活費が必要な場合に小口資金を貸付します。

- ◇貸付限度額 10万円以内
- ◇据置期間 1年以内
- ◇償還期間 据置期間経過後2年以内
- ◇貸付利子 無利子(但し、償還期間終了後から延滞利子[年3.0%]がかかります。)

※詳しくは、お問合せ先までご相談ください。

【お問合せ先】

糸魚川市社会福祉協議会

住 所 糸魚川市寺町4-3-1 (ビーチホールまがたま内)

電 話 025-552-7700

受付時間 8:30~17:15

土・日曜、祝日は事前に電話連絡をお願いします。